

岐阜県昆虫分布研究会会則 2017.5.14 作成

目的と事業

- 第1条 この会は次の目的をもつ。
- 1 岐阜県の昆虫について調査・研究する。
 - 2 会員の資質向上を図り、会員相互の交流を深める。
- 第2条 この会は前条の目的を果たすため、次の事業を行う。
- 1 機関紙、その他の文書の発行。
 - 2 研究会、講演会、親睦会などの開催。
 - 3 その他、この会の目的を果たすために必要な事業。

会員

- 第3条 この会は、会則を認め、所定の会費を納める人を会員とする。
但し、会費を3年以上滞納した会員は認定退会とする。
- 第4条 会員は会のすべての事業に参加でき、機関紙などの配布を受ける。

会の組織と運営

- 第5条 この会の最高機関は総会であり、総会は年1回運営委員会の召集によって開かれる。
- 1 総会は、会の方針、予算、会費の決定、決算の承認、会長、副会長、運営委員および会計監査の選出を行う。
 - 2 総会の決定は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
 - 3 本会は会員中より選出された顧問を置くことができる。
- 第6条 運営委員会は会長、副会長および運営委員、会計監査によって構成され、総会の決定に基づいて会の運営に当たる。また、運営委員会は、そのもとに事務局および編集委員会を設け、事務局および編集委員会委員長は運営委員会で互選する。

財政

- 第7条 この会の財政は、会費、事業収入および寄付金で賄う。

所在地

- 第8条 この会の所在地を会計宅に置く。

雑則

- 第9条 この会則は、総会出席者の3分の2以上の賛成により変更することができる。
- 第10条 この会の事務局を以下に置く。
(個人情報のため削除)